

たいし

Public Relations TAISHI Town



▲各幼稚園、保育園卒園式・町立小学校、中学校卒業式

index

- 2 広域農道の新たな愛称「南河内フルーツロード」
- 3 公民連携によるまちづくり
- 4 たいしくんスマイル対象事業
- 6 みんなで育てる「たいしの子」
- 8 フォトニュース
- 12 みんなのひろば
- 14 健康インフォメーション
- 16 高齢者情報局
- 18 子育て応援ナビ
- 19 人権コーナー「気づく」
- 20 タウンインフォメーション

2023

4

No.581



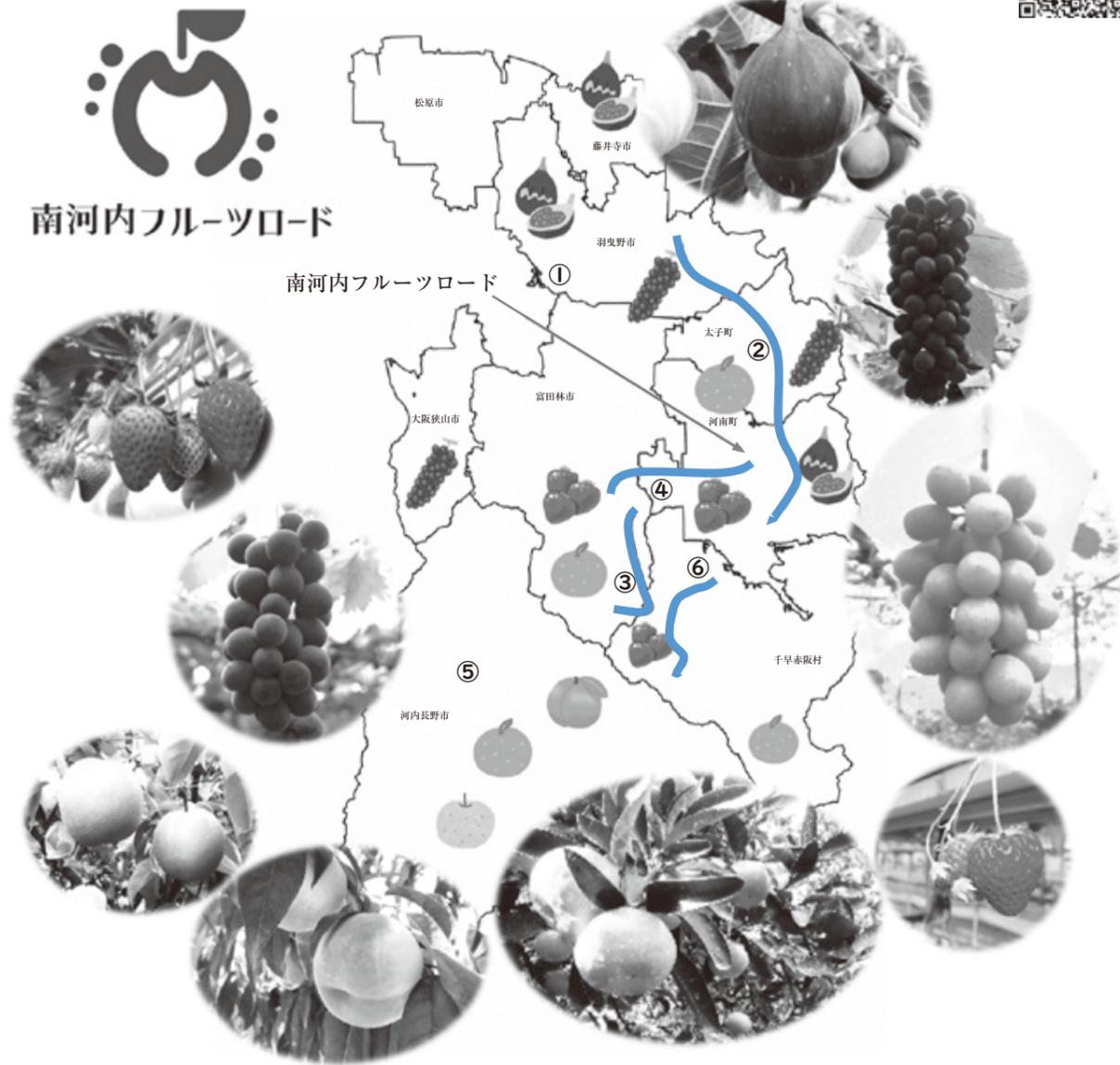
広域農道及び農免農道の新たな愛称 「南河内フルーツロード」

南河内地域を縦断する広域農道及び農免農道の愛称が、「南河内フルーツロード」に改称され、新たに「南河内フルーツロード」のロゴマークが作成されました。

南河内地域は、ぶどう、いちじく、みかん、いちご、ももなど、府内でも有数のフルーツの産地となっています。町でもブドウ・ミカンが特産となっており、大阪府や近隣市町村とも連携しながら、より一層、これらフルーツの産地をPRし、地域の活性化を図っていきます。

詳しくは、大阪府ホームページをご確認ください。

詳しくはこちらから▶



①道の駅
しらとりの郷はびきの



②道の駅
近つ飛鳥の里 太子



③サーパーファーム
にこにこ市場



④道の駅
かなん



⑤道の駅
奥河内くろまるの郷



⑥道の駅
ちはやあかさか



◆問合せ 環境農林課 ☎98-5522

公民連携によるまちづくり

(株)CAMPFIRE とパートナーシップ協定を締結しました

町と株式会社 CAMPFIRE（住所：東京都渋谷区渋谷2丁目22-3、代表取締役 家入一真）は、産官学連携によるふるさと納税型クラウドファンディング及び購入型クラウドファンディングを活用した地域づくりに取り組むことにより、地方創生を図ることを目的にパートナーシップ協定を締結しました。

企業、大学、学生等に対するふるさと納税型クラウドファンディング事業及び購入型クラウドファンディングの活用に対する支援などに連携、協力して取組みを進めていきます。

CAMPFIRE

ふるさと納税型クラウドファンディング事業費補助金で新事業展開を支援します

ふるさと納税型クラウドファンディング事業費補助金で新事業展開を支援します。

【対象】

クラウドファンディングに挑戦して、町の新たな地場産品、体験やサービスを生み出して町の新たな地場産品、体験、サービスなどの創出に挑戦したい人。個人、法人を問いません。

※選考があります。

【補助金額】

寄附額の実質8割（寄附額からポータルサイトの利用手数料、町外の寄附者に対する返礼品及び受領書の発送に要する経費相当額を差し引いた金額。1,000円未満の端数は切り捨て。）

【申請時期】

随時受け付けています。

※応募多数の場合は、締め切ります。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。



◆問合せ 公民連携デスク（秘書政策課内） ☎98-5531

ふるさと納税の返礼品を募集しています ～販路開拓に、太子町ふるさと納税を活用してみませんか？～



「ふるさと太子応援寄附」（ふるさと納税）制度により、町へ寄附頂いた町外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービスなどの返礼品を贈呈しています。

町では、返礼品を提供して頂ける事業者（協力事業者）を募集しています。

【募集する返礼品】

返礼品は町のPR及び活性化につながるもので安定的に提供が可能であり、総務大臣が定める地場産品基準に該当するもの

●地場産品とは

- 町内で生産されたもの
- 原材料の主要な部分が町内で生産されたもの
- 町内で製造、加工がされているもの
- 町内において、町に関連性のある体験などのサービスが提供できるもの

※返礼品登録には、他にも要件があり、町で審査し決定しますのであらかじめご了承ください。

【応募者の要件】

- 町に事業者（工場を含む）がある人で、町内で製造、加工、採取、栽培、販売、サービスなどの商品を取り扱っている企業、または、個人事業主
- 自宅、または、事業所にインターネット環境がある人（返礼品の受発注がメールでのやり取りになります）

【協力事業者のメリット】

- 返礼品代（消費税・梱包費用を含めた金額）及び送料については、町が負担します。
- 返礼品の商品画像や商品名、取扱事業者名、商品説明文などを、多くの方がアクセスするふるさと納税ポータルサイトに掲載しますので、商品のPRにつながります。
- 返礼品発送時にPRチラシが同封でき、事業者名、商品などPRができます。
- 人気の返礼品になれば、全国への販路拡大と売上向上につながります。

詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ 秘書政策課 ☎98-5531

太子町健康マイレージ事業

はじまっています！2023たいしくんスマイル

●事業概要

健康増進を図るため、下記一覧の事業に参加し、スマイルを貯めることで参加賞がもらえます。さらに抽選で、記念品が当たり、楽しみながら住民のみなさまに健康への関心を深めて頂く事業です。

【対象者】 全町民
【実施期間】 12月31日(日)まで
【応募期間】 8月1日(火)～令和6年1月9日(火)
【対象事業】 下記一覧表の事業・健康診査など
【参加賞】 たいしくんオリジナル缶バッジなど
【記念品】 A～Cの3コースやS賞から抽選により当選者を決定（記念品は広報紙などでお知らせします）。

たいしくんスマイル対象事業・健康診査などの一覧表

対象事業・健康診査など	実施期間	スマイル数	備考（問合せ先など）
とくとく健診（集団健診）	8月27日(日)～29日(火) 8月31日(木)～9月2日(土)	各10	町立保健センター (いきいき健康課) ☎98-5520
職場健診（健康診断）	4月～12月		職場の健診結果などを提示によりスマイルを付与します。
特定健診・後期高齢者健康診査（個別検診）	4月～12月		医療機関受診後、健診結果などを提示によりスマイルを付与します。
人間ドック（個別健診）	4月～12月		
子宮頸がん検診（個別検診）	5月～12月		
乳がん検診（個別検診）	5月～12月		
胃がん検診（個別内視鏡検査）	5月～12月		
大腸がん窓口検診	5月15日(月)、6月12日(月)、7月6日(木)、8月7日(月)、10月13日(金)、11月13日(月)、12月18日(月)		
集団健診	胃がん検診 大腸がん検診 肺がん検診・結核検診		6月22日(木)、9月19日(火)、10月17日(火)、11月28日(火)
	乳がん検診 子宮頸がん検診		6月20日(火)、7月18日(火)、10月19日(木)、12月19日(火)
	とくとく健診結果説明会	9月28日(木)、9月29日(金)、10月1日(日)、10月2日(月)	
骨密度検査	7月18日(火)、12月19日(火)	各5	町立保健センター (いきいき健康課) ☎98-5520
肝炎ウイルス検査	4月～12月		
風しん抗体検査	4月～12月		
健康相談（生活習慣アドバイス）	毎月（第4金曜日）		
献血（町が実施するもののみ）	7月28日(金)、11月24日(金)		
成人歯科健診（個別健診） (40歳、50歳、60歳、70歳)	4月～12月		
妊婦歯科健診（個別健診）	4月～12月		
後期高齢者医療歯科健康診査	4月～12月		
乳児一般健診（1か月頃）	4月～12月		
乳児後期健診（10か月頃）			
乳幼児健診	4か月児健診	親子ともに各5	町立保健センター (いきいき健康課) ☎98-5520
	1歳6か月児健診		
	2歳6か月児歯科健診		
	3歳6か月児健診		

対象事業・健康診査等	実施期間	スマイル数	備考（問合せ先など）
妊婦健診	4月～12月	各3	町立保健センター (いきいき健康課) ☎98-5520
産婦健診	4月～12月		
月例ウォーキング	毎月（第1月曜日）		
ストックウォーキング	毎月（第3火曜日）		
健康出前講座	4月～12月		
禁煙チャレンジ！会	4月～12月		
ヘルシーライフ講座	5月16日(火)、5月23日(火)、5月30日(火)、6月6日(火)、6月14日(水)		
血糖へらそう会	10月24日(火)、10月31日(火)、11月7日(火)、11月14日(火)、11月21日(火)、12月5日(火)、12月12日(火)		
地区学習会 (健康づくり推進委員)	4月～12月		
いきいきトレーニング教室	毎週火曜日		
プレママ&パパ教室	6月25日(日)、7月19日(水)、10月29日(日)、11月15日(水)	親子ともに各3	子育て支援課 ☎98-5596
マルシェ de たいし(健康ブース)	適宜		
ふれあい TAISHI(健康ブース)	11月12日(日)		
赤ちゃん会プラス	毎月（第1・3・5水曜日）		
ファーストベビー講座	5～6月・10～11月		
すこやかホール開放	毎月（第2・4水曜日）		
おひさま（ぶらす）広場	毎週金曜日		
こんぺいとう広場	4月～12月（各園月1回）		
ひなたぼっこ	毎週月曜日～金曜日		
障がい者ふれあいスポーツ大会	10月		
ぐんぐんトレーニング (講習日のみ)	不定期	各3	地域包括支援センター (いきいき健康課) ☎98-5538
ナナトレ教室	5月～8月、10月～12月		
お達者健康講座	不定期		
介護予防講座	不定期		
春季・秋季スポーツ教室（サマーチャレンジ・親子体操含む）	5月～8月	1クール8	生涯学習課☎98-5534
体連登山	9月		
たいしスポーツDay	10月		
3市町ふれあい交流 グラウンド・ゴルフ大会	6月		
山の日クリーンハイキング	11月11日(土)	3	環境農林課☎98-5522
岳のぼり	4月23日(日)	3	
灯路祭り(スタンプラリー完歩)	未定	3	

*一覧表は予定です。変更・延期、または、中止などとなる場合もありますので、ご了承ください。
 詳しくは、広報たいしでご確認頂くか、各課にお問い合わせください。

◆問合せ いきいき健康課 ☎98-5520 保険医療課 ☎98-5516

10 受けましょう！がん検診
 がん検診は無料で受けられます

○ご予約は、お早目に！

年間の集団健診の日程は、今月号に折り込みしている『健康のために』に記載しています。計画的に受診日の予定をたてて頂き、早目の予約をおすすめします。
 なお、4月～令和5年3月までの町立保健センターで行う日程すべての集団健診の予約が可能です。

○がんはとても身近な病気です

「自分はがんにならない」、「何か症状があれば病院に行く」と思っていないか？がんは初期の段階では自覚症状がありません。

また、日本人の2人に1人が一生のうちでなんらかの「がん」になり、3人に1人ががんが原因で亡くなっています。

○がんは治る時代です

がんは早期発見が可能な病気です。健康を守るため、がん検診を定期的を受け、早期発見・早期治療を、心がけましょう。

○お電話一本で、簡単予約

予約受付は、検診実施日の1週間前までです。ただし、定員になり次第締め切ります。

◆問合せ いきいき健康課 ☎98-5520

みんなで育てる「たいしの子」vol.4

幼小中一貫教育だより

非認知能力を伸ばす「町立幼稚園」の取り組み

「無制限遊び」を通して心も身体も 開放的に・・・町立幼稚園の取り組み

町立幼稚園の保育活動の特長は、子どもたちが、選ぶ・考える・想像する・活動する・協働するということが保育の中心にあることです。

様々な場面で子どもたちが自分の好きなことを選び、そこから考え、想像し、友達と協力することへと遊びが展開されていきます。

教員は子どもたちの自主性を大切に、のびのびと活動ができるように関わります。

今回の「無制限遊び」では、その名前のとおり、時間に制限をもうけず子どもたちが寒天や米粉絵具を使用し、やってみみたいことに挑戦しました。

最初は、寒天をツツツついたり、指でつぶしたりと手指で感触を確かめていました。

混ぜることによって色が変わっていくことを発見し、いろいろな容器に入れ、容器によっては見え方が違うということにも気づきました。



▲町立幼稚園の寒天ゼリーで遊ぶ様子

できたものを見ながら、感じながら、考えながら友達との会話を楽しむ中でたくさんの言葉が出てきました。

また、足に米粉絵具をぬったり、踏んだりして感触を楽しみ、心も身体も解放感をたっぷり味わい、楽しい時間となりました。

子どもたちの遊びが想像豊かに展開されるよう、保育活動の環境構成及び教員の言葉がけの大切さを感じています。

●無制限遊びとは

子どもたちは楽しく没頭できる活動を通して、日常の「それやっちゃダメ！」から解放されて自由に遊びます。

そこで、これからの時代をたくましく生き抜くための”感性”を磨き”五感”を豊かに刺激します。その遊びが無制限遊びです。



▲町立幼稚園の寒天ゼリーで遊ぶ様子

自分たちで考え、行動し、 友達と協力しながら遊びを進める子どもたち !!

園児は登園後、身支度を済ませると、どの学年も園庭に出てきて、自分の好きな遊びを見つけて遊び始めます。好きな遊びに向かう子どもたちの目はキラキラ輝き、砂場ではコックさんになりきったり、一輪車では転んでもなんども立ち上がり練習したり、遊びに没頭しています。



▲町立幼稚園のドッジボールのコートづくりの様子



▲町立幼稚園のドッジボールの様子

幼稚園では、子どもたちの意思を尊重し、「自分で決める」ということを大切にしています。

個人の遊びから数名そして、3学期にもなると集団での遊びへと広がり、「ドッジボールしよう」と声が上がると、次第にたくさん子どもたちが集まり、コートづくりから始めます。

数本のロープを組み合わせ、声を掛け合いながら自然に役割が分担されていきます。

「ロープを押さえる子」「ロープを引っ張り、組み合わせる子」「全体を見渡しながらか、コートになるように誘導する子」など、この活動の中だけでも、友達の話の聞いたり、伝えたり、時には自分の想いをとり下げて、折り合いを付けるなど、様々な学びがあります。

はじめの頃はとても時間がかかっていましたが、「何事も経験」、子どもたちを信じて見守る教員の姿勢が子どもたちの成長を促すことをあらためて感じさせられます。

年長児のリードする姿を見ながら、年中児もしっかり学んでおり、異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶことの大切さを感じています。

教えて!とくどめ先生! 「非認知能力が注目される理由」

第1号で述べた通り、この非認知能力という言葉は、経済学領域から生まれた言葉です。

2000年にノーベル経済学賞を受賞したジェームス・J.ヘックマンの研究で、非認知能力を重視した幼児教育に着目して、成人になるまで追跡調査を続けた結果、基礎学力に加えて、経済的にも豊かになることを証明しました。

その上で、学力偏重主義であったアメリカの教育政策に対して提言したこと、端を発します。

そして、この検証と提言がアメリカのみならず先進国を中心に広がりを見せたことによって、注目を集めるようになった背景があります。非認知能力こそが大切で、認知能力(学力)が必要ないと言っているわけではないということは押さえて頂きたいポイントです。

このほかにも、非認知能力が注目されている理由があります。

数年前から、我々がこの先、生きていく未来はVUCA時代と呼ばれ、先行きが不透明で、不確実性が高い時代だと言われています。

このVUCAというのは、Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字をとって、名付けられたものです。

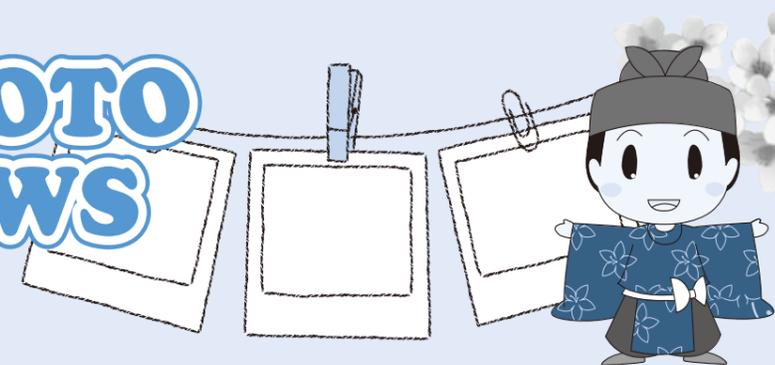
今から5年前にこの言葉を言われてもぼんやりとしかイメージできなかったかもしれませんが、3年前から続く新型コロナウイルスの世界的な流行や昨年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻など、私たちが予想することが難しい現実が立ちまわりました。

まさに、こういった時代を生き抜いていく今の子どもたちに求められるものは、一問一答に答えられる力や、テストで点数を取るだけの力ではなくて、いかなる状況においても自分で主体的に判断し、他者と協力し、立ち向かっていく力です。

それこそがまさに非認知能力だと言えるのです。

今回は、AI(人工知能)の発達する社会で必要となるものについて説明していきたいと思います。

◆問合せ 教育総務課 ☎98-5533



希望を 胸に! 卒園・卒業おめでとう!

桜のつぼみも膨らみ始めた3月。各幼稚園や保育園、小中学校で卒園・卒業式が行われました。卒園・卒業を迎えたのは、幼稚園計72人、保育園計26人、小学校計94人、中学校計125人。仲間や先生たちと過ごした思い出深い園舎・校舎を元気いっぱいに巣立っていきました。

3月14日(火)

町立中学校卒業式



3月15日(水)

町立幼稚園卒園式



3月17日(金)

町立磯長小学校卒業式



3月18日(土)

松の木保育園卒園式



3月17日(金)

町立山田小学校卒業式



3月18日(土)

認定こども園 やわらぎ幼稚園卒園式



二上山の登山道が修繕されました

二上山登山道の修繕と高木の伐採が大阪府南河内農と緑の総合事務所により行われました。

これから夏に向け、登山シーズンが始まります。体調管理には十分気をつけて登山をお楽しみください。



里親に関する展示を行いました

2月6日(月)～9日(金)まで、町民ホールで、里親に関するパネル展示を行いました。様々な事情で家庭を離れて生活しなければならない子どもがたくさんいます。



そういった子どもを自分の家庭に受け入れて、深い愛情と理解を持って育ててくださる人を「里親」といいます。

里親制度にご興味がある人は、大阪府富田林子ども家庭センター(☎25-1131)までご連絡ください。

住まいのリフォーム・空家セミナー個別相談会

3月11日(土)に町立生涯学習センター「太子の森」で住まいのリフォーム・空家セミナー個別相談会を行いました。

当日は6組8人が参加し、リフォーム及び空家に関する各団体の講師の公演を聞き、終了後には個別相談会に参加されました。

参加者からは「参考になった」などの声があり、個別相談会ではより具体的な相談を行えたようです。



南河内フルーツフェス @てんしばが行われました

3月4日(土)大阪市天王寺区のとんしばで、南河内地域がフルーツ産地であることを知って頂くことを目的に、「南河内フルーツフェス@てんしば」が行われました。当日は、天候にも恵まれ、南河内のいちごやフルーツの加工品などが出品され、盛況のうちにほぼ完売となりました。



PHOTO NEWS



町立幼稚園「歌と遊びの集い」

2月18日(土)に「歌と遊びの集い」を行いました。各学年歌や合奏、劇遊びに取り組んだ様子をご家族に見て頂きました。

劇遊びでは、当日まで、お話を考えたり、小道具をつくり、衣装のデザインまで考え、子どもたちのアイデアがいっぱい詰まったお話となりました。



ENEOSサンフラワーズ試合観戦

3月4日(土)・5日(日)に、ENEOS サンフラワーズの公式戦に住民の皆さんをご招待頂きました。

観戦に来られた皆さんに、バスケットボール特有のスピード感のある攻守の入れ替わりなど会場でしか味わえない臨場感を感じて頂きました。

4月から始まるWリーグのプレーオフの試合は、2年連続のリーグ優勝をかけた注目の試合ですので、皆さんもサンフラワーズを応援しましょう。

頑張れ、サンフラワーズ!



アイススケート教室

3月5日(日)、滋賀県立アイスアリーナで、太子町体育連盟主催のアイススケート教室が行われました。

小学生など72人が参加し、講習を受けた後は、友だち同士や親子で仲良く滑り、昼食には、からあげカレーを食べて、1日を満喫しました。



ミニミニドックを行いました

2月11日(土)町立万葉ホールで、包括連携協定を結んでいる大阪東部ヤクルト販売協賛によるミニミニドック(集団健診)を行いました。

たくさんの皆さんに、健診を受診頂きました。





がんばった人に
(敬称略) はなまる

町立山田小学校
令和4年度「人権の花」運動



太子ミニバスケットボールクラブ女子
二上山カップ 準優勝



太子ジュニアサッカークラブ
太子ウィンターリーグ2023
2年生の部 準優勝



太子ジュニアサッカークラブ
太子ウィンターリーグ2023
4年生の部 準優勝



ふれあい掲示板

チュチュバレリーナクラブ

メンバー募集中!
チュチュバレリーナクラブはアットホームなバレエクラブです。一緒にバレエを楽しみましょう。
体感を鍛えてバランス up!
背筋がピンとした立ち姿は一生の宝物です。
体験レッスンは随時受け付けています。お気軽にお問い合わせください。
【とき】毎週土曜日 午後3時～4時30分 (初級クラス)
【ところ】町立総合体育館サブアリーナなど
◆問合せ ニシオカ ☎090-8752-0413
Eメール: tutuballerinaclub2022@gmail.com



河南少年野球クラブ体験会 募集

年長さんから6年生までの野球に興味のある男の子・女の子! 一度野球をやめたお子さん、ぜひ、体験会にお越しください。
現在、4年生以下20人以上、河南町外のお子さんもたくさん在籍中。様々な試合やイベントも行い親子で楽しめます。
【ところ】石川河川グラウンド、近つ飛鳥小学校
【持ち物】水筒、タオル、グローブ、バット (貸出し可)
【服装】動きやすい服装
詳しくは右記からホームページをご覧ください。
◆問合せ 奥野 (事務局) ☎090-3169-9698



太子町和光会 (老人クラブ連合会) 会員募集

太子町和光会 (老人クラブ連合会) では、年間つうじて入会し、一緒に活動する仲間を歓迎しています。(60歳以上の人) 親睦旅行やお楽しみ会、各種スポーツ活動、カラオケなどの文化活動、清掃などの社会奉仕活動を通じて、会員同士の親睦を深め、豊かな地域社会づくりに貢献できるよう活動を行っています。
◆問合せ 太子町和光会事務局 各支部役員 (事務局: 太子町社会福祉協議会内) ☎98-1311

太子ミニバスケットボール メンバー募集!

令和5年度新1年生～新6年生の男の子・女の子、バスケットボールに興味がある子、体を動かす事が好きな子、一緒にバスケットボールをしませんか?!
【とき】体験・見学: 土日午前中で随時受付中
【ところ】町立総合体育館、町立山田小学校体育館
興味のある人は、ぜひ、ご連絡ください。
◆問合せ 太子ミニバスケットボール Eメール: taishiminibasus-2021@yahoo.co.jp

図書館行事予定 おはなしひろば 4月

【とき】4月15日(土) 午前11時～(約20分間)
【ところ】町立図書館内 (児童エリア)
◆問合せ 町立図書館 ☎98-5526

川柳 敬称略

●あと一周免許とりたてああコワイ
●恥ずかしい化粧周到マスク取り 今岡万喜子
●じじばばの往来も周囲に気を使い 松本 京子
●一周忌庭の梅の木満開に 桑原 優
●はら周り大きくなつたお父さん 小路 淳水
●春が来て周りの山は桜色 小路 晴水
●思い人に周波送れどスルーされ 上田 恒子
●子どもから5類を祈り周遊券 笹部 次夫
●奥田 早苗

●5月号の題は「若」(締め切り4月5日)。6月号の題は「滋」(締め切り5月5日)です。

俳句 敬称略

●大口の鼠のうつろや狐名残 桃井 克夫
●豆撒や上つ世の伊勢詣で道 麻野 明子
●新年会食べ飲み語る楽しさよ 高田 正裕
●振袖の二十才の笑顔マスク越し 明石 志郎
●臘梅の香しきかな書道展 平木佳代子
●返信をためらひいるや二月に入る 辻本佳代子
●鷗飛ぶ伊根の夜明けへ鰯漁船 松井けい子
●鳥雲に入るや古墳の堀静か 本多 幸子
●粕汁や風裏木戸をたたく音 茂里フサエ
●腹這ひて鴨撮る人の動かさる 余保 英代
●里山や入り日に染まる残り柿 河波 正昭

不要品交換

●ゆずりませ
・磯長小学校体操服 (長袖) 120サイズ、130サイズ [無料]
◎ゆずりたいもの、ゆずってほしいものがあれば、観光産業課 (☎98-5521) までご連絡ください。
◎掲載している人のご連絡先をお伝えしますので、恐れ入りますが、物品の詳細については直接連絡・交渉してください。(観光産業課では物品をお預かりしていません。)

大阪はびきの医療センター 新病院オープン



5月上旬に、大阪はびきの医療センターの新病院がオープンします。
外来は、明るくて広く、診察室、検査、放射線、受付・会計をワンフロアに集約しました。
さらに、ロボット支援手術システム、CTやMRIなど最新医療機器も数多く整備しました。
なお、4月16日(日)に地域住民向け見学会を開催します。詳しくは、大阪はびきの医療センターのホームページをご覧ください。
◆問合せ 大阪はびきの医療センター 事務局経営企画グループ ☎072-957-2121

広報たいしがマチイロに掲載されています



スマートフォンやタブレット端末などで、いつでもどこでも簡単・便利に、町の広報紙を読むことができるよう「マチイロ」を導入しています。
「マチイロ」の主な機能として、町広報紙のバックナンバーや全国の自治体広報紙を読むことができます。
利用方法など詳しくは、二次元コードよりご覧ください。
◆問合せ 秘書政策課 ☎98-5531



4月の太子TVは、4月12日(水)です

太子TVは、毎月、おおむね第2水曜日 午後6時～生配信中!
町の情報や魅力を発信しています。みなさまぜひ、ご覧ください。



▲3月8日(水)配信の様子

●4月の放送 (予定)
・こうえんであそぼ
・たいしのってこバスの車窓から 他
◆問合せ 秘書政策課 ☎98-5531 ご視聴はこちらから▲





いきいき健康課
(保健センター内) ☎98-5520
富田林保健所 ☎23-2681

●母子保健 ★かならず母子手帳をお持ちください。

●場所 町立保健センター (2階すこやかホール)

5 4月の乳幼児健診	対象児	実施日	5月の乳幼児健診	対象児	実施日
4か月児健診	令和4年11月17日～令和4年12月13日生まれ	4月13日(木)	4か月児健診	令和4年12月14日～令和5年1月18日生まれ	5月18日(木)
2歳6か月児健診	令和2年8月1日～令和2年9月30日生まれ	4月6日(木)	1歳6か月児健診	令和3年9月1日～令和2年10月31日生まれ	5月12日(金)
3歳6か月児健診	令和1年8月1日～令和1年9月30日生まれ	4月11日(火)	※乳幼児健診の実施時間は個別に通知します。		
赤ちゃん会ぶらす	1歳6か月までのお子さんと保護者	4月5日(水) 4月19日(水)	みんなで遊べるようホールを開放しています。 相談・身体計測・母乳相談をご希望の方は母子手帳を持参し、受付時間内にお越しください。(※要予約) 【受付時間】 9:30～10:00 従事専門職 【実施時間】 9:30～11:30 助産師・保健師・管理栄養士・保育士 【イベントデー】 5日(水)「ママの体調管理について」 19日(水)「赤ちゃんの事故予防について」		

●健康づくり ●場所 町立保健センター

種 類	実施日	実施時間	内 容
町内ウォーキング	4月3日(月)	午前 9:30～	町内の3km、または、6kmのウォーキングコースを歩きます。町立保健センター集合。雨天中止。ストックは貸出有。※水分補給のため、飲み物をご持参ください。
ストックウォーキング	4月18日(火)		

●新型コロナウイルス感染症診療相談

種 類	内 容	連絡先
新型コロナ受診相談センター	受診相談 (24時間365日対応)	06-7166-9911
救急安心センター	医療相談・病院紹介 (24時間365日対応)	06-6582-7119 #7119
大阪府小児救急電話相談	夜間の子どもの急病時の相談 (午後7時～翌午前8時 365日対応)	06-6765-3650 #8000

●健康相談 ●場所 町立保健センター ●場所・問合せ 大阪府富田林保健所

種 類	実施日時	内 容
保健師・栄養士による健康相談	4月21日(金) 13:30～16:30 (予約制)	生活習慣病予防や疾病予防・介護予防に関するご相談を、お受けします。お気軽にご相談ください。(予約必要・当日でも可)

種 類	実施日時	備 考
こころの健康相談 ☎23-2684(富)	月～金・予約制 9:00～12:15/13:00～17:45 (年末年始、祝日を除く)	予約制
エイズに関する相談 ☎23-2683(富)	月～金 9:30～12:15/13:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	予約は不要 電話相談も可能
医療機関に関する相談 ☎23-2681(富)	月～金 9:00～12:15/13:00～17:30 (年末年始、祝日を除く)	

★骨髄バンクドナー登録や腸内細菌検査、飲用水・井戸水検査なども行っています。

●健康と笑顔のWA

春はメンタルの乱れに要注意!

春は、寒暖差が大きい季節です。また、新しい職場、仲間、引越など変化の多い季節です。気温高低差にともなう体温調節や新しい環境での心の疲労など、いきなりの変化に順応することができず、心と身体にストレスを与えてしまい、メンタル面を支える自律神経も乱れがちになります。

まずは自分の心と身体の症状に気づき、休息をとるようにしましょう。

○自律神経が乱れる症状

【身体的な症状】

身体がだるい、眠れない、発汗、ほてり、動悸、息切れ、めまい、頭痛、食欲不振、下痢、便秘など

【精神的な症状】

イライラ、不安、やる気がでないなど

○自律神経を整えるポイント

・毎日決まった時間に起きる

・朝日を浴びる

・バランスのよい朝食を摂る

・夕食は寝る2時間前までに済ませる

・寝る前のアルコールは控える

・寝る前のパソコン、スマホは控える

町立保健センターでは、臨床心理士によるこころほぐしの会や保健師・栄養士による健康相談を行なっています。

(要予約)

◆問合せ いきいき健康課 ☎98-5520

●の中の数字は、たいしくんスマイルのスマイル(ポイント)数です。

マスクの着用

マスク着用について、見直しが行われました。

●マスク着用の考え方

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断になります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、主体的な判断が尊重されるようにしましょう。

●着用が効果的な場面

高齢者など、重症化リスクの高い人への感染を防ぐため、下記の場面では、マスクの着用を推奨します。

- ・医療機関を受診する時
- ・高齢者など重症化リスクの高い人が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時
- ・通勤ラッシュ時など、混雑時に乗車する時

そのほか、混雑した場所に行く時は、自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。

●症状がある場合など

症状がある人、新型コロナウイルス感染症の検査での陽性者、同居する家族の陽性者は、周囲に感染を広げないために、外出を控えてください。

通院などでやむを得ず外出する時は、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。

●医療機関や高齢者施設などの対応

高齢者など重症化リスクの高い人が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などの従事者の人は、勤務中のマスクの着用を推奨しています。

※マスク着用は個人の判断になりますが、事業者が感染対策上、または、事業上の理由などにより、利用者、または、従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

●留意事項

子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要です。

なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあります。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

◆問合せ いきいき健康課 ☎98-5520



年に一度は健康診断(特定健診)を受けましょう 10

健康診断(特定健診)を受けていますか。

赤ちゃんの健診から始まって学校で、職場で、年に一度は健康診断を受けていると思いますが、お仕事を離られた後は、年に一度の健診を受けていますか。

健康診断は、健康な人が受ける各種検査です。「健康だから」「忙しいから」と言って受診しないのは、自覚症状が出にくい血管の変化(生活習慣病)を見落とし、大きな病気(糖尿病や脳梗塞など)に発展してから自覚症状が出て発症することになります。

健康だからこそ、いつまでも健康を維持するために、年に

一度の健康診断は受診しましょう。

町では、医療機関や町立万葉ホールでの集団健診を行っています。また、健診後の結果相談会や毎月の健康相談、電話での個別相談を行っていますので、詳しくは、今月の折り込み「健康のために」をご確認頂き、自身の健康管理にお役立てください。

【とき・ところ】 毎月 第4金曜日 町立保健センター 指定医療機関で特定健診を受診された人も、ご利用頂けます。お電話でご予約ください。

◆申込・問合せ いきいき健康課 ☎98-5520

子宮頸がん予防のためのヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンの接種

HPV ワクチンについて、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した女性に対し、公平な接種機会を確保するため、令和4年4月から3年間キャッチアップ接種を行っています。積極的勧奨を差し控えている間に、定期接種の対象であった人が、従来の定期接種の対象年齢を超えて HPV ワクチンを定期接種として接種することができます。

また、これまでに HPV ワクチンを自費で接種した人に対し、接種費用の助成を行います。

●キャッチアップ接種

【対 象】 平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれで、過去に HPV ワクチンを合計3回受けていない女性

【接種回数】 3回(1回、または、2回接種済の人は残りの回数)

【接種期間】 令和7年3月31日まで

【接種場所】 富田林医師会所属の各実施医療機関

【接種費用】 無料

●接種費用助成

【対 象】 令和4年4月1日時点で町に住居登録があり、平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性で、令和4年3月31日までに定期接種の年齢を過ぎて、自費で接種を受けた人

【申請方法】 予防接種の種類や金額のわかるもの(領収書など)、接種記録が確認できるもの(母子手帳など)、印鑑、通帳など振込先のわかるものを持参し、ご申請ください。

※必要書類がない場合は、お問い合わせください。

【助成額】 予防接種にかかった費用、または、町で定める額のいずれか少ない方

詳しくは、町ホームページ、または、下記までお問い合わせください。

◆問合せ いきいき健康課 ☎98-5520

太子町の高齢者情報局は、高齢者の暮らしに必要なお知らせを提供します。
今回は、『70歳からのトレーニング教室「ナナトレ」』『交流サロン補助金交付の募集』『お達者健康講座』『介護保険料』をお届けします。

③ 70歳からのトレーニング教室「ナナトレ」 参加者募集！

筋力は何歳になっても鍛えれば向上します！
この教室では、専門スタッフのもと、高齢者の体力に合ったトレーニングプログラムを行います。
いつまでも自分で好きなところに出かけて自由に行動できる自分であるために、教室に参加してみませんか？（70歳未満の高齢者も参加できます。旧名称：お達者トレーニング教室）

【と き】 5月11日(木)～8月10日(木) 毎週木曜 全14回 午後1時30分～3時30分

【ところ】 町立総合福祉センター

【対 象】 65歳以上で身体の痛みがある人、筋力の低下を感じている人（類似の運動教室やヨガ教室、リハビリなどを利用中の人は定員に空きがあれば参加可）

【定 員】 12人（先着順）

【内 容】 ・ストレッチ、筋力トレーニング、ハーフスクワットなど
・ミニ講話（栄養・お口・運動）
・体力測定、身体機能チェック ・お口の健康チェック

【申 込】 4月20日(木)



【参加者の声～アンケートの一部をご紹介します～】
・自分に合った筋トレの基本を教えてもらったのでよかった
・腰痛があったが体が楽になり、運動するのが楽しみになった
・自分がいつまでも元気でいられる生き方・身体の手入れを学べた



★サポーター（ボランティア）も同時募集！

教室内で参加者のサポートをして頂くボランティア活動です。介護予防の知識を得ながら、ご自身のトレーニングもできます。

【対 象】 一般住民 2人程度

【内 容】 教室内での参加者への支援（おもり及び血圧計の装着・参加者の誘導など）
教室終了後のトレーニングなどの普及活動

◆申込・問合せ 地域包括支援センター（いきいき健康課内）☎98-5538

みんなで、ちょっと集う場所をつくって、生きがいきなり!元気になるませんか! 令和5年度の交流サロン補助金交付の募集

自宅に引きこもりがちになると、社会的に孤立し、活動量が減ることで心や身体に不調をきたしやすく、生活不活発病や廃用症候群になり、自立した日常生活が送れなくなることがあります。しかし、身近で気軽に集まることができ、担い手として活動する場があると、社会的孤立感も解消し、楽しみや生きがい、趣味活動につながったり、ちょっとした日常生活の困りごとに対するお互いさまの助け合いも生まれます。地域の集いの場、社会参加の場を運営する活動に対して補助金を交付し、支援を行います。

補助金交付対象者	交流サロンの取り組みを行う団体、または、個人（住民）
開催場所	地域の高齢者が集まりやすい場所、継続して開催できる場所（町会・自治会集会所、個人宅、空き家や空き店舗など） （個人の持ち物でない場合、管理者や所有者から承諾を得てください。）
活動内容	特に定めません。 対象となる地域の誰もが参加できることが必要です。 開設時には、スタッフ（ボランティア）1人以上の従事が必要です。 ただし、特定の活動に限定されたクラブ活動は対象となりません。
開催頻度	原則として、1回あたり2時間以上とし、週1回以上
補助金の額	①立ち上げ時に必要な建物の修繕費、工事請負費、備品購入費等：30万円 ②周知に係る費用、その他立ち上げ時に必要な費用：10万円 ③光熱水費、消耗品費、通信運搬費などの運営費：開設1回あたり1,200円（1団体上限40回分） ④家賃などの賃借料：上限月額2万円 ⑤集会所等使用料：開設1回あたり上限4,000円（各集会所の規定による）上限月額2万円 ⑥健康増進加算：1回1,000円
申請に必要な書類	補助金交付申請書、全体計画書、年間計画書、その他必要と認める書類

※随時募集しています。継続中の団体も申請が必要です。

◆申込・問合せ 地域包括支援センター（いきいき健康課内）☎98-5538

③ お達者健康講座 ～歯科医師によるお口の健康チェック～

今回の講座では、歯科医師による「お口の健康チェック」や「相談・アドバイス」を行います。実際に口腔内を診ますので、歯科医院に受診するほどではないけれど、「虫歯、歯周病が心配」「ものを噛むと痛みがある」「口の渴きが気になる」などがある人は、ぜひ、ご参加ください。

【と き】 4月25日(火) 午後1時～3時30分

【ところ】 町立総合福祉センター2階

【対 象】 概ね65歳以上の人

●歯科衛生士講話「健口から健康へ」

【と き】 午後1時～1時30分

【定 員】 なし（当日お越しください）

●歯科医師によるお口の健康チェック・お口の相談

【定 員】 10人（要予約）

【参加費】 無料

◆申込・問合せ

地域包括支援センター（いきいき健康課内）☎98-5538

令和5年度 介護保険料

65歳以上の令和5年度介護保険料は、7月に令和4年中の所得などをもとに計算し決定します（本算定）。

しかし、4月1日時点では、皆さんの令和4年中の所得などを把握することができないため、下記のとおり仮に決定した額（仮算定）で納めて頂くこととなります。徴収方法により、通知内容などが異なりますのでご注意ください。

●特別徴収

年金（老齢、退職、障がい、遺族など）の受給額が年間18万円以上で、受給時にあらかじめ介護保険料を差し引かれている人。2月分と同額の保険料を4・6・8月の年金から仮徴収額として天引きします。この額をお知らせする通知書は送付しません。ただし、4月、または、6月から新たに特別徴収を開始する人や保険料額を変更する人は、4月に「介護保険料仮徴収額通知書」を送付します。

●普通徴収

年金受給額が18万円未満の人、年度の途中で65歳になられた人、または、転入された人で、納付書や口座振替で納付して頂く人。昨年度の課税状況などをもとに、仮に算定した額を納付して頂きます。4月に「介護保険料仮徴収額通知書」を送付します。

※納付方法が変更となる場合は、決定通知書、または、更正通知書でお知らせします。

<一人ひとりの保険料額は・・・>

町での介護保険の運営にかかる費用総額（利用者負担分除く）の約23%分に応じて基準額が決まります。この基準額をもとにして、低所得の人に過重な負担とならないよう、所得段階別に算定されます。

保険料段階	対 象 者		保険料率	保険料(年額)
第1段階	世帯非課税	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人。世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	0.30	23,330円
第2段階	世帯非課税	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円超120万円以下の人	0.47	36,550円
第3段階	世帯非課税	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円超の人	0.70	54,440円
第4段階	世帯課税	本人が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	0.90	69,990円
第5段階	世帯課税	本人が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円超の人	基準額 1.00	77,760円
第6段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	93,320円
第7段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	101,090円
第8段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	116,640円
第9段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.68	130,640円
第10段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.75	136,080円
第11段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.85	143,860円
第12段階	世帯課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	1.95	151,640円

※合計所得金額とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

皆さんから納められた保険料は、介護サービス費用の保険給付分など、介護保険を運営するための大切な財源となります。いつまでも住み慣れた町で安心して暮らして頂くために、これからも介護保険制度にご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ 福祉介護課 ☎98-5519

予約制での子育て広場事業

子育て広場事業「赤ちゃん会ぶらす、すこやかホール開放、おひさまひろば、ひなたぼっこ（子育て支援センター）」を予約制で行います。詳しくはお問い合わせください。

③ こんぺいとう広場

こんぺいとう広場では、松の木保育園、やわらぎ幼稚園で園庭開放を行っています。

- 【とき】**
○松の木保育園 4月18日(火)
○やわらぎ幼稚園 4月26日(水)
開放時間：午前9時45分～11時
- 【対象】**
1歳～4歳未満のお子さんと保護者
- 【内容】**
各園へお問い合わせください。

- ※着替え、水筒（お茶）、タオルなどをお持ちください。
※おもちゃ、お菓子は持ってこないでください。
※予約不要。
※車での来園はご遠慮ください。
※やわらぎ幼稚園では、雨天中止となります。

- ◆問合せ
松の木保育園 ☎98-2882
やわらぎ幼稚園 ☎98-1402
子育て支援課 ☎98-5596

③ 赤ちゃん会イベントデー

助産師による「ママの体調管理について」、保健師による「赤ちゃんの事故予防について」のお話をします。ぜひ、お越しください。

- 【とき】** 4月5日(水)
「ママの体調管理について」
4月19日(水)
「赤ちゃんの事故予防について」
午前10時30分～11時30分
- 【ところ】** 町立保健センター
- 【対象】** 1歳半までのお子さん
- 【参加費】** 無料
- 【申込】** 開催週の月曜日までに電話、メール、町公式LINEから、お申込みください。

- ◆申込・問合せ
いきいき健康課 ☎98-5520

- 赤ちゃん会ぶらす ③
【とき】 4月5日、19日 各水曜日
午前9時30分～11時30分
- 【ところ】** 町立保健センター2階
すこやかホール
- 【対象】** 1歳半までのお子さんと保護者
- 【定員】** 親子8組
- 【申込】** いきいき健康課
- ◆問合せ
いきいき健康課 ☎98-5520

※時間は上記と同じです。

- ◆申込・問合せ
【ひなたぼっこ】
・毎週月曜日午前9時～正午の間に下記に電話、または、LINEでお申込みください。
やわらぎ子育て支援センター
☎080-4239-1402
LINEID：y.hinata17



- 【おひさまひろば・赤ちゃん会・すこやかホール開放】**
・LINEでの申込みになります。
・LINEでの予約は前週の土曜～月曜日正午まで受付可能です。
・月曜日が休日の場合は、翌開庁日に予約受付を行います。
・締め切り以降は電話での申込みとさせていただきます。

- ◆問合せ
いきいき健康課 ☎98-5520
子育て支援課 ☎98-5596

◀町LINE公式アカウントはこちらから



- 注意事項
・申込多数の場合は、抽選とします。
・初回利用の場合は、優先的に予約をお取りします。
・その週の定員に達しない場合は、予約受付日以降～当日午前11時まで予約を取ることができます。
・発熱、咳、喉の痛みなどの体調不良がある場合は利用できません。
・適切な新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。
・着替え、お茶などをお持ちください。

- すこやかホール開放 ③
【とき】 4月12日、26日 各水曜日
午前9時30分～11時
- 【ところ】** 町立保健センター2階
すこやかホール
- 【対象】** 未就園児と保護者
- 【定員】** 親子8組
- 【申込】** 子育て支援課

- ひなたぼっこ ③
【とき】 毎週月曜日～金曜日
①午前10時～正午
②午後1時～3時
- 【ところ】** やわらぎ保育園内
子育て支援ルーム
- 【対象】** 未就園児と保護者
- 【定員】** 各時間親子4組
- 【申込】** やわらぎ子育て支援センター

- おひさまひろば ③
【とき】 4月7日、14日、21日、28日 各金曜日
①午前9時30分～11時
②午後1時30分～3時
- 【ところ】** 町立幼稚園2階
おひさまひろば
- 【対象】** 未就園児と保護者
- 【定員】** 各時間親子4組
- イベントデー「こいのぼりを作ろう」
【とき】 4月28日(金)
【定員】 親子4組

気づく

人権コーナー

人権コーナー「気づく」では、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせします。小さなことでもまず気づくことが、お互いを尊重し、一人ひとりが豊かに生きることができる社会につながる。「気づく」には、そんな願いが込められています。

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です

10代～20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その未熟さに付け込んだ許しがたい重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に4月は進学・就職等にともない、若年層の生活環境が大きく変わり、被害にあうリスクが高まる時期であることから、若年層に対する性犯罪・性暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、若年層の人権尊重のための意識啓発活動や教育の充実を図るなど、各種取組を集中的に行います。

◆問合せ 内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課 ☎03-5253-2111

特設人権相談

差別やいじめなど、人権にかかる悩みや疑問に応じます。相談は無料で、人権擁護委員が応じます。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

【とき】 4月11日(火) 午後2時～4時
【ところ】 役場庁舎3階 第2・3会議室

【人権擁護委員】 刀根 道夫（聖和台）
内田 久美子（太子）
関戸 充代（太子）
杉田 貴久子（春日）
上田 哲也（山田）

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

人権コラム「よき日へ」

「教科書無償化」に込められたねがい

大阪教育大学 池上英明

●教科書に添えられた言葉
入学、進学を迎える春。学校では真新しい教科書が子どもたちに手渡されます。その教科書の裏表紙に添えられた言葉を皆さんはご存知でしょうか？

「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています」また、小学1年生に配布される教科書の紙袋の裏面には「保護者の皆様へ」と題する次のような文章が印刷されています。

「お子様の御入学おめでとうございます。この教科書は、義務教育の児童・生徒に対し、国が無償で配布しているものです。この教科書の無償給与制度は、憲法に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代をになう子どもたちに対し、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いをこめて、その負担によって実施されておりです。（略）」

●被差別部落の皆さんや多くの方々の力で実現した教科書無償化
こうして読むと、国や自治体が進んで教科書無償化を実現させたかのように見えますが、実は、教科書無償化実現には、各地の被差別部落の皆さんや無償を求める多くの市民の皆さんの力があつたのです。

1950年代、かさむ教育費負担は貧困と差別にあえぐ被差別部落の家庭、貧しさにあえぐ家庭を直撃し、保護者や子どもたちを苦しめていました。当時、ある小学校の子どもは作文にこう書きました。

「先生、わたしが学校をさいさい

（しばしば）休むのは、かぜをひいて休む時もありますが、もうひとつのわけは、うちがびんぼうで、ねえさんが中学校を休んで、うちの手伝いをしています。私はそのねえさんを見てみると、きのこで朝学校へいこうと思っても行きにくくなって休むのです。先生、めんなさい。（略）私のうちは、おとうさん、おかあさんが毎日ごはんを食べず働いてくれます。（略）（戦後同和教育の歴史と解放出版社1976年）」

こうした中、被差別部落の保護者たちは貧困と差別の結果、自分たちは、十分な教育を受けることは出来なかったが、子どもには同じ思いをさせたくないという思いから立ち上がりました。また、憲法には義務教育は無償と書いてあることを学びとり、教科書無償は被差別部落だけでなく全ての人の人権の問題であるとして大きな運動を築き、遂には国をも動かし、1963年度入学の1年生を皮切りに1969年には全小中学生への無償配布を実現させたのです。

●基本的人権としての教育をうける権利
教育を受けることは全ての人に保障されるべき基本的人権です。そして、教科書無償化は人権保障の偉大な一歩です。しかし、今の日本社会では依然として、家庭の経済状況、社会的な立場の違いによって、教育を受ける権利が十分保障されていない実態があります。教科書無償化から60年目の春。改めてその取り組みに学び、教育を受ける権利を保障する取り組みを進めなければなりません。

統一地方選挙 ～さあ投票 選挙の主役はあなたです～

大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙が下記の日程で行われます。

●投票日
【とき】 4月9日(日) 午前7時～午後8時
【ところ】 第1投票所…太子集会所
第2投票所…町立生涯学習センター3階研修室
第3投票所…栄町集会所
第4投票所…町立山田小学校
第5投票所…聖和台集会所

※今回の選挙より、第2投票所を「太子町役場1階」から「町

立生涯学習センター3階研修室」に変更となります。

●期日前投票
【とき】 大阪府知事選挙：4月8日(土)まで
大阪府議会議員選挙：4月1日(土)～8日(土) 午前8時30分～午後8時
【ところ】 町役場1階 期日前投票所（正面玄関入口奥）
詳しくは、投票所入場整理券に同封のお知らせをご覧ください。

◆問合せ
太子町選挙管理委員会事務局 ☎98-5515

木造住宅除却補助制度

耐震性が不足している木造住宅の除却を促進し、地震などによる人的、経済的被害の軽減を図ると同時に住環境の改善を目的に、木造住宅の除却工事費用の一部を補助します。

- 【対象】**以下の条件に該当するもの。
 ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅
 ・耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの（要綱で定める

- 簡易診断でも可)
 ・所有者の課税所得金額が507万円未満である
 ・所有者に町税の滞納がないこと
【補助額】1戸につき20万円、または、除却工事に要する費用のいずれか低い額
【締切】12月28日(木)
◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

耐震診断・耐震改修設計・耐震改修補助

○耐震診断補助

- 【対象】**以下の条件に該当するもの
 ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた建築物
 ・現在居住されている、または、これから居住しようとする建築物
 ・所有者に固定資産税の滞納がないこと
【補助額】耐震診断に要する費用の11分の10の額。ただし限度額は5万円。

※上記の補助額については、木造住宅一戸建の場合です。他の建築物の補助額については、お問い合わせください。

○耐震改修設計補助（同一年度で耐震改修を行う場合）

- 耐震改修設計とは、耐震診断の結果、住宅の耐震性が不十分な場合、耐震性を高める計画を作成することです。
【対象】以下の条件に該当するもの
 ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅
 ・現在居住されている、または、これから居住しようとする木造住宅
 ・耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの
 ・所有者の課税所得金額が507万円未満であること
 ・所有者に固定資産税の滞納がないこと

- 【補助額】**耐震改修設計に要する費用の70%の額。ただし限度額は10万円。

○耐震改修補助

- リフォーム工事などは対象外です。まずは事前協議が必要です。工事着工前に必ずご相談ください。
【対象】以下の条件に該当するもの
 ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅
 ・現在居住されている、または、これから居住しようとする木造住宅
 ・耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの
 ・所有者の課税所得金額が507万円未満であること
 ・所有者に固定資産税の滞納がないこと
【補助額】1戸につき40万円（所得により60万円）、または、耐震改修工事に要する費用のいずれか低い額。
 ※耐震シェルターも補助対象（耐震シェルターとは寝室などの居室の内側を囲む箱型の構造物で、安全な空間を確保することができるものをいいます）。
【締切】診断：12月28日(木)
 設計・改修：11月30日(木)
 予定件数に達し次第、受け付けを終了します。お早目にお申込みください。
◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助制度

大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅（区域指定される以前からある住宅）を土砂災害から守るための補強措置を促進するため、補強設計及び補強工事に要する費用の一部を補助します。

- 【対象】**以下の条件に該当するもの。
 ・土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅であること。
 ・現在居住されている、または、これから居住しようとする住宅。

- ・所有者の課税所得金額が507万円未満であること
 ・所有者に町税の滞納がないこと
【補助額】補強設計：補強設計にかかる費用（限度額67万2千円）の23%で上限額15万4千円
 補強工事：補強工事にかかる費用（限度額336万円）の23%で上限額77万2千円
【締切】11月30日(木)
◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

がけ地近接等危険住宅移転事業補助制度

がけ地の崩壊などによる危険から住民の生命の安全の確保を目的として、大阪府が条例で定める災害危険区域内、または、大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域内にある危険住宅（既存不適格住宅）を除去し、区域外に建築、または、購入（改修も含む）に要する費用の一部を補助します。

- 【対象】**以下の条件に該当するもの。
 ・災害危険区域、または、土砂災害特別警戒区域内にある家屋
 ・移転先は町内であること
 ・所有者に町税の滞納がないこと

- 【補助額】**除去：1戸あたり97万5千円を限度とし、撤去費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費、その他移転にともなう経費を対象とする。
 ・建築、または、購入（改修も含む）：1戸あたり421万円（建物325万円、土地96万円）を限度とし、資金を金融機関その他の借入先から借り入れた場合に、当該借入利子（年利率8.5%を限度とする）に相当する額を対象とする。
【締切】11月30日(木)
◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

催し

山頂マルシェ

南河内のフルーツ農家で結成したグループが、いちごや野菜の販売、メンバーのフルーツを使用した加工品を持ち寄り、金剛山にあるちはや園地のピクニック広場でマルシェを行います。

- 【とき】**4月23日(日)
 午前10時～午後3時
 (少雨決行)

【ところ】大阪府民の森ちはや園地ピクニック広場

山頂マルシェインスタグラムをご確認ください。

- ◆問合せ**
 環境農林課 ☎98-5522



出張スマホ教室

ドコモショップ羽曳野店が、町でスマホ教室を行います。スマートフォンを持っていない人も参加できる、基本操作を中心とした教室です。スマートフォンを実際に操作しながら、簡単な操作方法や便利な機能を学べます。

- この機会にぜひ、ご参加ください。
 ※既に使用している携帯会社に関わらず、ご参加頂けます。
【とき】①4月18日(火)
 ②4月25日(火)

- 午後1時30分～3時
【ところ】町立生涯学習センター「太子の森」3階研修室2
【対象】町内在住の65歳以上でスマホの操作に不慣れな人や、スマホをこれから使ってみたい人
【内容】①基本編：インターネットを楽しもう
 ②入門編：安全・安心に利用するために
【定員】10人（先着順・要予約）
【参加費】無料
【持ち物】スマホ（貸出しあり）本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）
 電話、窓口、または、二次元コードから申込みください。
◆申込・問合せ
 地域包括支援センター（いきいき健康課内） ☎98-5538

資料館友の会総会記念講演会

- 親鸞聖人と聖徳太子の関係などについて、ご講演頂きます。
【とき】5月13日(土)
 午後2時～4時
 ※質疑応答を含む。
 ※受け付けは、午後1時45分～。
【ところ】町立万葉ホール
【定員】70人（先着順事前申込み制）
【参加費】300円（資料代など）
【テーマ】「親鸞聖人と聖徳太子－親鸞聖人御誕生850年をむかえて－」

- 【講師】**梯 信暁先生（大阪大谷大学文学部歴史文化学学科教授）
【申込】5月2日(火)～12日(金)
 電話で、下記までお申込みください。
 ※竹内街道歴史資料館友の会会員及び太子町観光ボランティア「太子・街人（ガイド）の会」会員は受講料無料です。
 ※当日は友の会会員の入会受付を行います（年会費あり）。
 ※やむなく講演会を中止の場合は、こちらからご連絡します。
◆問合せ
 町立竹内街道歴史資料館 ☎98-3266

陸上自衛隊信太山駐屯地創立66周年記念行事

- 陸上自衛隊信太山駐屯地創立66周年記念行事を行います。
【とき】4月23日(日)
 午前8時40分～午後3時
【ところ】陸上自衛隊信太山駐屯地（大阪府和泉市伯太町官有地）
【参加費】無料
【内容】記念式典、観閲行進、訓点展示、レンジャー体験、体験試乗、子ども広場、制服試着など
 詳しくは、信太山駐屯地公式ホームページ、または、公式 Twitter を、ご確認ください。
◆問合せ
 陸上自衛隊信太山駐屯地 広報室 ☎0725-41-0090（内線207）



町職員募集

令和5年10月1日採用予定の町職員を募集します。

【募集職種・受験資格・採用予定人員】

職種	受験資格	採用予定人員
上級行政職	昭和63年4月2日～平成13年4月1日までに生まれた人（学歴不問）	若干名

- ※普通自動車運転免許（AT限定可）を取得しているか、または、令和5年9月末までに取得見込みであることが必要となります。
 ※試験日など詳しくは、町ホームページをご覧ください。（新型コロナウイルス感染症の今後の状況変化により、日程の変更をする場合があります。）
 ※採用試験案内は、秘書政策課で配布します。また、町ホームページからもダウンロードできます。

- ◆申込・問合せ** 秘書政策課 ☎98-5531



税

スマホ決済サービスを利用した税金・保険料の納付

スマホ決済サービス「PayB」、「Fami Pay 請求書支払」、「LINE Pay 請求書支払」、「楽天銀行コンビニ支払」、「Pay Pay 請求書支払」、「auPAY」、「d払い」を利用して税金や保険料の納付ができます。

スマホ決済サービスとは、スマートフォンやタブレット端末から、納付書に印刷されている「コンビニ収納用バーコード」を読み取ることで、アプリに登録した金融機関口座から金融機関でのお手続きなしで納付ができるサービスです。

【対象】
個人住民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料

【必要なもの】
・コンビニ収納用バーコードが印刷された納付書
・スマートフォン
・専用アプリ

【注意事項】
領収書の発行はされません。納付書は手元に残るので、ご自身で破棄など、二重納付にご注意ください。期限の過ぎた納付書、バーコードの無い納付書は利用できません。

納付後、納税証明書が発行できるようになるまで数週間かかる場合があります。すぐに証明書、または、領収書が必要な手続きをされる場合は、金融機関、コンビニエンスストアなどで納付してください。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517
保険医療課 ☎98-5516
福祉介護課 ☎98-5519

固定資産税の縦覧・閲覧

●縦覧制度
土地の納税者は土地の縦覧帳簿を、家屋の納税者は家屋の縦覧帳簿を縦覧することができます。

なお、納税者であれば自分の資産だけでなく、他の土地・家屋の評価額や

面積なども縦覧できます。
縦覧時には、納税者であることを確認できる書類(納税通知書や運転免許証など)が必要です。

※代理人の場合は、委任状が必要です。
●縦覧帳簿(記載事項)
・土地価格等縦覧帳簿(地番、地目、地積、価格)
・家屋価格等縦覧帳簿(地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)

【期間】
4月1日(土)～5月31日(水)
午前9時～午後5時30分
※土日、祝日を除く。

【ところ】
役場庁舎1階 税務課窓口

●閲覧制度
物件の所有者は、自分の資産に係る固定資産課税台帳を、年間をつづじて閲覧でき、借地・借家人なども賃借権などの目的である土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

申請時には、所有者であることを確認できる書類(納税通知書や運転免許証など)や土地・家屋との賃貸借関係を確認できる書類(賃貸借契約書などと契約者本人であることを確認できる書類)が必要です。
※代理人の場合は、委任状が必要です。

【閲覧期間】
4月1日(土)～
令和6年3月31日(日)
午前9時～午後5時30分
※土日、祝日、12月29日(金)～1月3日(水)を除く。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

4月から地方税統一QRコードを利用した納付ができます

新たに納付書に印字される地方税統一QRコードを利用して、納付書裏面に記載されている金融機関に加え、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付可能となるほか、スマホやパソコンを使って地方税共同機構が新たに開設する「地方税お支払いサイト」により、利用可能となる納付方法が大幅拡充されます。

【対象科目】
・町府民税(普通徴収)
・固定資産税
・軽自動車税(種別割)

【利用可能な支払方法】
・クレジットカード払い
※別途手数料がかかります。
・インターネットバンキング
・口座振替
※事前に eltax の利用者登録と口座情報登録が必要です。

・各種スマホ決済アプリ
【納付書の利用方法】
・金融機関をご利用の場合は、窓口へ直接お持ちください

※ただし、QRコード対応金融機関に限ります。
・地方税お支払いサイトをご利用の場合は、地方税統一QRコード付きの納付書を手元に用意し、アクセスして下さい。各種スマホアプリの場合は、アプリを起動し、QRコードを読み取ってお支払いください。

※QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。
地方税お支払いサイトは
こちらから▶ 

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

教育

就学援助当初申請

町では、経済的な理由により就学困難なご家庭に対して、小・中学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度を行っています。

【申請期限】
5月26日(金)
※期限を過ぎても申請できますが、認定は申請月の翌月からになります。

【申請方法】
以下のいずれかで申請ください。
①窓口での申請
※申請書は窓口でお渡します。
②オンラインによる申請

スマホなどで下の二次元コードを読み込むか、町ホームページ、または、町LINE公式アカウントから申請フォームをご入力ください。

オンライン申請は
こちらから▶ 

◆申請・問合せ
教育総務課
☎98-5533

募集

ひとり親家庭のための就業支援講習会
受講生募集

社福)大阪府母子寡婦福祉連合会では、講座の受講生を募集しています。往復ハガキ、または、ホームページのメールフォームに、希望の講座名、住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業、電話番号(自宅・携帯)、志望動機、過去に当センターで受講した講座、Wi-Fi環境の有無、保育希望者は子の氏名・年齢(対象は2歳から就学前まで)を明記し、お申込みください。なお、応募多数の場合は抽選になります。

●介護職員研修
・初任者研修(全17回、土曜コース20人)
【とき】7月1日(土)～11月25日(土)
午前10時～午後5時

※8月12日、10月28日、11月4日、11日、18日は休み。

【ところ】 未来ケアカレッジ布施校
※開講式7月1日(土)、閉講式11月25日(土)は、大阪府立母子・父子福祉センター。

【教材費】 10,000円
【申込】 6月1日(木)(必着)

・ケアマネージャー(全6回、土曜日コース20人)

【とき】7月29日(土)～9月9日(土)
午前10時～午後4時

※8月12日(土)休み。
【教材費】 6,000円

【ところ】 大阪府立母子・父子福祉センター
【申込】 6月29日(木)(必着)

詳しくは、
こちらから▶ 

◆申込・問合せ
大阪府立母子・父子福祉センター
母子家庭等就業・自立支援センター
☎06-6748-0263

健康

町立総合体育館
トレーニング講習会

町立総合体育館のトレーニング室は、講習会に参加した人でないと利用できません。

【とき】4月22日(土)
午前9時30分～午前11時30分

※午前9時30分までにお越しください。
【ところ】 町立総合体育館

【受講料】 200円
※講習会当日徴収します。
【定員】 25人
※定員を超えた場合は抽選。

【資格】 令和5年3月31日現在15歳以上(高校生以上)の人
【内容】 講義:トレーニングの基礎理論
実技:ウォームアップ・クールダウンの実技

【申込】 4月6日(木)～12日(水)
午前9時～午後5時30分

※月曜日は休館日です。
【抽選】 4月13日(木)午後1時から公開抽選を行い、抽選後落選者にのみご連絡します。

◆問合せ
町立総合体育館 ☎98-5344

令和5年度版「健康のために」を配布します

今年度の保健事業について日程が決まりました。自分自身の健康を確認するため、家族の健康を守るため、がん検診や各種保健事業について確認しておきましょう。

◆問合せ
いきいき健康課 ☎98-5520

令和5年度春季スポーツ教室 参加者募集

教室名	対象	場所	定員	教室日程	参加費	参加希望者受付期間・場所	公開抽選日
テニス(初級)	令和5年4月1日現在18歳以上の人 ※参加希望者が8人未満の場合は中止することがあります。 ※高校生不可。	町立総合スポーツ公園 テニスコート	15人	5月12・19・26日 6月2・9・16日 予備日6月23日・30日 各金曜日 午前9時30分～11時30分(全7回)	2,100円	【とき】 4月6日(木)～20日(木) 午前9時～午後5時30分	4月21日(金) 午前10時15分～
ヨガ		町立総合スポーツ公園 総合体育館	25人	5月11・18・25日 各木曜日 6月1・8・15・22日 各月曜日 午前9時30分～10時45分(全7回)	2,100円	【ところ】 町立総合スポーツ公園 総合体育館	4月21日(金) 午前10時30分～

※町内在住・在勤・在学の人を対象です。各教室は、初めて参加される人、また、参加回数の少ない人を優先します。

※詳しくは、町ホームページをご確認ください。
【申込など】 ・申込みは町立総合スポーツ公園総合体育館、または、町ホームページより受け付けます。

・先着順ではありません。参加希望者受付期間中は定員を超えても受け付けます。
・受付期間終了時点で定員に達しない教室は、参加希望者全員を参加者とします。以後先着順で

定員に達するまで受け付けます。
・受付期間で定員を超えた場合は、公開抽選で参加者を決定します。

・公開抽選の出欠は自由です。抽選結果は、4月22日(土)から電話で確認できます。
・参加費は各教室の初回にご用意ください。

◆問合せ
町立総合スポーツ公園総合体育館 ☎98-5344

後期高齢者医療制度

健康診査・歯科健診・人間ドック費用の一部助成 10

●健康診査

大阪府後期高齢者医療広域連合では、健康診査を行っています。糖尿病や高血圧症などの生活習慣病に加え、加齢にともなう心身の衰え（フレイル）などのチェックをしますので、現在、生活習慣病で通院されている人も積極的に受診してください。4月下旬～5月上旬にかけて「健康診査受診券」を「受診券在中」の記載のある封筒でお送りします。（年度途中で新たに75歳になられる人には、誕生月の翌月にお送りします。）

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関などで、年度中（当該年度の3月31日まで）に1回、無料で受診することができます。受診の際は、事前に医療機関などへお問い合わせのうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

●歯科健診

大阪府後期高齢者医療広域連合では、歯科検診を行っています。歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能を含めてチェックをしますので、義歯を使用中の人も積極的に受診してください。4月下旬～5月上旬にかけて「歯科健診のお知らせ」をお送りします。（年度途中で新たに75歳になられる人には、誕生月の翌月にお送りします）

広域連合が指定する歯科医院などで、年度中（当該年度の3月31日まで）に1回、無料で受診することができます。受診の際は、事前に歯科医院などへお問い合わせのうえ、被保険者証を忘れずにお持ちください。（受診券はありません。）

以下に該当する長期入院中や施設入所中の人などは、病院・施設で健康管理が図られているため、健康診査・歯科健診の対象外となります。

- ①病院、または、診療所に6か月以上継続して入院中の人
- ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所、または、入居している人

※受診の際は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、必ず事前に受診希望の医療機関へ、実施状況を含めてお問い合わせください。

●人間ドック費用の一部助成

大阪府後期高齢者医療広域連合では、人間ドック（公共社団法人日本人間ドック学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目を満たすものに限る）を受診された場合の費用の一部を助成しています。

費用の助成を受ける際は、保険医療課に必要書類（【申請に必要なもの】）をお持ち頂き、ご申請ください。なお、各年度中（4月1日～翌年3月31日まで）1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

[申請に必要なもの]

- ・人間ドックの領収書の写し
- ・人間ドック検査結果通知書などの写し
- ・被保険者証
- ・口座情報がわかるもの

[注意事項]

- ・申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者ご自身で記入されない場合は、印かんが必要です。
- ・人間ドックを受診された人は、申請されるまでの間、領収書などを大切に保管してください。
- ・人間ドックを受診された人は、健康診査を受診する必要はありません。

◆問合せ ●制度全般に関すること（大阪府後期高齢者医療広域連合）

給付課（高額給付費・健康診査・人間ドックなど） ☎06-4790-2031

●保険料の納付、その他各種届出に関すること

保険医療課 ☎98-5516

国民健康保険料の納め忘れはありませんか

保険料は、医療費の支払いに欠かすことができない、大切な財源です。

保険料に未納があると、督促手数料や延滞金などが加算されるだけでなく、差し押えなどの対象にもなります。お手元に納め忘れの納付書が無い、再度ご確認ください。

便利で安心な口座振替をご利用ください。

納付書で保険料を納めて頂いている人は、納期限ごとに

- 指定の預（貯）金口座から振替納付される口座振替が便利で安心です。口座振替を希望される人は、引き落としを希望する町の取扱い金融機関、または、保険医療課までご相談ください。
- また、キャッシュカードを利用して口座振替の申込みができるペイジー口座振替受付サービスもご利用できます。
- 納め忘れや口座振替は、保険医療課までご相談ください。

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

福祉

令和5年度 大阪府要約筆記者養成講座の受講者募集

障がい者総合支援法第78条で定める「特に専門性の高い要約筆記者」の養成を行うための要約筆記者養成講座を行います。

[と き]

6月10日(土)～12月2日(土)

※全21回で、講座は基本土曜日ですが9月23日(土)は祝日に行います。

[と ころ]

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター

[対 象]

大阪府内に居住、通学、または、通勤されている人で、要約筆記者として活動する意思のある人。

[費 用]

無料

※テキスト代や登録試験料は実費負担。

[定 員]

①手書きコース 12人

②PCコース 12人

※講座は、受講判定試験（5月27日(土)）に合格した人に限り受講できますので、申込みされた人は必ず受験してください。

[申 込]

申込書に必要事項を明記し、5月8日(月)予定までに郵送、または、インターネットでお申込みください。

※申込書は、福祉介護課で配布。

※郵送の場合は必着。

●郵便：〒537-0025 大阪府大阪市東成区中道1丁目3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター3F（要約筆記）特定非営利活動法人大阪府中途失聴・難聴者協会

●大阪府ホームページから

「大阪府要約筆記者養成講座」でご検索ください▶



◆問合せ

府民お問合せセンター

☎06-6910-8001

平日 午前9時～午後6時

身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）使用者募集

大阪府では、身体に障がいのある人に対して、日常生活動作の補助及び自立と社会参加の促進を図ることを目的に、身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の利用者を募集します。

[募集期間]

4月3日(月)～5月12日(金) (必着)

[応募資格]

次の(1)～(7)のすべてに該当する人が対象となります。

- (1) 下記の障がい種別及び等級に該当する身体障がい者手帳所持者
- ・盲導犬の使用を希望する人は、視覚障がい1級
- ・介助犬の使用を希望する人は、肢体障がい1級、または、2級
- ・聴導犬の使用を希望する人は、聴覚障がい2級
- (2) 府内に居住している人
- (3) 満18歳以上である人
- (4) 補助犬を使用することによって、社会

活動へ積極的に参加し、自立した生活をする意欲があると認められる人

(5) 補助犬の使用、飼育、衛生の確保などを適切に管理しそれに関わる一切の費用を負担できる人

(6) 補助犬を使用するにあたり、自己所有の家屋以外で居住する人は、その家屋の所有者、または、管理者などの承諾を得られる人

※身体障がい者補助犬法第11条で、定められています。

(7) 育成事業者が実施する所定の訓練を受講することができる人。

[使用者の選考・決定]

使用を希望する人の生活状況、社会活動への参加意思等を総合的に判断し、使用者を決定します。

[必要な費用など]

- ・訓練期間中（訓練に要する交通費、宿泊費その他の費用は使用者本人の実費負担となります）。
- ・補助犬使用開始後（補助犬の使用にかかる一切の費用は、全て使用者本人の負担となります）。

[申 込]

申請書に必要事項を明記し、「身体障がい者手帳」の写しを添えて、5月12日(金)必着で、ご郵送ください。

※申請書は大阪府ホームページ、福祉介護課で配布しています。

◆申込・問合せ

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ

身体障がい者補助犬担当者あて

☎06-6944-9176

FAX06-6942-7215

特別障がい者手当・障がい児福祉手当の支給額改定

令和5年4月分から支給額が改定されます。対象は、特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給している人です。

なお、特別障がい者手当、障がい児福祉手当は、下記のとおりです。

	特別障がい者手当	障がい児福祉手当
支給額	27,980円	15,220円
支給対象	満20歳以上の在宅の人で、身体、または、精神に著しく重度で永続する障がい（知的障がいを含む）があるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする人	満20歳未満の在宅の人で、身体、または、精神に重度で永続する障がい（知的障がいを含む）があるため日常生活に常時の介護を必要とする人
支給制限	①病院などに3か月を超えて入院している人 ②施設に入所している人 ③本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定金額以上ある人	①障がい年金などの障がいを支給理由とする年金を受給されている人 ②施設に入所している人 ③本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定金額以上ある人

◆問合せ 大阪府富田林子ども家庭センター生活福祉課 ☎25-1131

福祉介護課 ☎98-5519

マイナンバー

マイナンバーカード取得に対するポイント申込期限は5月末日までです

2月末までにマイナンバーカードの新規取得申請を行った人に対するマイナポイントに係るチャージ・お買い物期限、健康保険証利用申込期限及び公金受取口座登録期限は、5月末までです。役場庁舎1階で、マイナンバーカードの申請・交付受付、マイナポイントの申請相談などを行う特設会場を開設しています。職員がその場で申請などをお手伝いしますので、ぜひ、ご利用ください。

【ところ】 役場庁舎1階

- 【持ち物】 ①マイナンバーカード
②設定している数字4桁の暗証番号
③キャッシュレス決済サービス（電子マネー・クレ



- ジットカード・電子決済アプリケーションなど)
④本人名義の預貯金口座情報がわかるもの（公金受取口座の登録をする場合）

◆問合せ 申請・交付に関すること
住民人権課 ☎98-5515
マイナポイントに関すること
総務財政課 ☎98-0300

マイナンバーカード交付の臨時休日窓口の開設

マイナンバーカード交付のための臨時休日窓口を以下のとおり開設します。

【と き】 4月23日(日)
午前9時～11時30分
午後1時～5時

※申請はできません。

【ところ】 役場庁舎1階
マイナンバーカード特設会場

【持ち物】 ①マイナンバーカード交付通知書（ハガキ）

- ②本人確認書類
マイナンバーカード交付通知書（ハガキ）に記載の本人確認書類
③通知カード
④住民基本台帳カード、または、マイナンバーカード

※③及び④は、お持ちの人のみ。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

子育て

入学祝い品贈呈

4月に小・中学校にご入学された新1年生の児童生徒の皆さんに、入学祝い品を4月中旬に郵送でお届けします。

対象となる児童生徒がおられるご家庭で、5月上旬までに入学祝い品が届かない場合は、お問い合わせください。

◆問合せ 教育総務課 ☎98-5533

「知事が指定した道路の沿道における小売店舗の建築を目的とする開発行為等の取扱い」の指定区間及び予定建築物の用途・敷地面積の変更を行いました

現在、大阪府で運用されている「知事が指定した道路の沿道における小売店舗の建築を目的とする開発行為等の取扱い（大阪府開発審査会提案基準12）」の基準において、本町では府道美原太子線の一部が平成14年に指定されています。

この度、府道美原太子線沿道の更なる活性化を目的に、既に運用されている基準について、指定区間及び予定建築物の用途・敷地面積の変更を行いました。

【施工日】 4月1日(土) (取扱いの基準については、この他にも遵守すべき基準があります。)

●指定区間の追加



●予定建築物の用途の追加

小売店舗に加えて、飲食店、事務所及び倉庫を追加（飲食店、事務所及び倉庫については、業種が限られています。）

詳しくは、ホームページをご確認ください。

●予定建築物の敷地面積の変更

敷地面積の下限を500㎡から300㎡に変更

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523



ホームページはこちらから▲

相談

ひとり親家庭などの相談窓口

大阪府富田林子ども家庭センターでは、ひとり親家庭の皆さんに対して、就業や生活、子育てなどについて母子・父子自立支援員が、面接、または、電話により、相談や情報提供などの支援を行っています。役場庁舎での相談を希望される場合、ご連絡ください。

◆問合せ
大阪府富田林子ども家庭センター
生活福祉課 ☎25-1131

障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、4月14日(金)までにご予約ください。また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

【と き】 4月20日(木)
午後1時～3時
【ところ】 役場庁舎1階 相談室
◆問合せ 福祉介護課 ☎98-5519

年金

国民年金保険料学生納付特例の申請

学生納付特例制度とは、在学期間中の国民年金の保険料の納付を猶予する制度です。承認後は、期間中にケガや病気で、障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合、障がい基礎年金や遺族基礎年金を受けることができます。ただし、一定期間以上、保険料を納付しているか、免除、または、猶予されていることが必要です。

【対象】
大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及びその他の教育施設（夜間・定時制過程や通信過程の人も含む）に在学する20歳以上の人で、学生本人の前年所得が128万円以下の人

【申請】
20歳の誕生日以降に申請できます。申請時点の2年1か月前までの期間にさかのぼって学生納付特例を申請できます。過年分の申請は、遅れると申請できる期間が短くなるのでご注意ください。

なお、昨年に学生納付特例を承認され、本年も引き続き在学予定であることを確認できている人は、日本年金機構からハガキ形式の申請書が届きますので、ご返送ください。

届いていない人や、在学される学校に変更がある人、今回はじめて申請される人は、学生証、または、在学証明書・年金手帳（基礎年金番号通知書）をお持ちのうえ、保険医療課へご申請ください。

【その他】
①特例期間中は老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。
②特例期間以後、10年以内であれば保険料を追納することができます。

◆問合せ
天王寺年金事務所 ☎06-6772-7531
保険医療課 ☎98-5516

消費者トラブル情報

引越事業者に荷造りを任せて引越しをした際、有名作家が作った一点ものの陶器の縁が欠けてしまった。引越事業者は責任を認めて弁償すると言うので、約4万円と申告したが、事業者が提示した金額はすくなく少なかった。事前に貴重な陶器作品とは申告していないが、有名作家が作ったもので今購入したらもっと高額である。納得できない。

【ひとこと助言】

・引越の際に「荷物が破損した」「紛失した」といった相談が寄せられています。引越しの契約には、国が定めた標準引越運送約款か国土交通大臣の認可を得た事業者独自の約款が使用され、契約内容は原則、契約した際の約款の記載に従うこととなります。契約の際は約款をよく確認

しましょう。
・貴重品や壊れやすい物などはあらかじめ事業者に申告しましょう。
・破損や紛失があった場合、荷物の引き渡し後3か月以内に申し出ないと事業者の責任が消滅します。引越し完了後は、すぐに荷物の状態を確認することが大切です。
・損害賠償が受けられる場合も、購入時の価格が補償されるわけではないことを確認しましょう。
困ったときは、富田林市消費生活センターにご相談ください。

◆問合せ 富田林市消費生活センター
☎25-1000（内線186）

種類	日程	時間	場所	問い合わせ先
行政 (国の行政に関すること)	10日(月)	13:00~15:00	役場3階第2会議室	秘書政策課 ☎98-5531
消費者※1	平日の(月)~(金)	9:00~16:00	富田林市役所	富田林市消費者センター ☎25-1000(内線186)
教育 (いじめ110番・進路)			教育委員会	教育総務課 ☎98-5533
人権※2			住民人権課	住民人権課 ☎98-5515
就労			観光産業課	観光産業課 ☎98-5521
福祉 (生活上の困りごと)			福祉介護課	福祉介護課 ☎98-5519
心配ごと	10日(月)・25日(火)	13:30~15:00	役場1階第2相談室	社会福祉協議会 ☎98-1311

※1 消費者相談は正午～午後1時までの間、対応できません。 ※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。

産業・労働

太子町飲食店舗開業補助金

町内での開業・空き家の利用を促進するため、町内の空き家・空き店舗を利用して飲食店舗を開業しようとする人に対して開業時にかかる費用を補助します。

【補助対象者】

町内の空き家・空き店舗を利用して飲食店を開業する事業者

【補助対象区域】

- ・叡福寺周辺
- ・竹内街道(春日地区)周辺
- ・竹内街道(大道地区)周辺

【補助対象経費】

- ・施設改修費
- ・事業所用設備経費
- ※消耗品は除きます。
- ・広告宣伝に関する経費

【補助率】

補助対象経費の2分の1

【補助上限金額】

150万円

交付申請書に必要な書類を添えて観光産業課に直接提出、または、ご郵送ください。

書類審査の後、プレゼンテーションをして頂きます。

※申請には一定の条件があります。
※審査の結果、補助対象にならない場合もありますのでご了承ください。

詳しくは、町のホームページをご覧ください。

【申請期間】

窓口提出：4月3日(月)
～5月31日(水)

※土日、祝日を除く。

郵送：5月31日(水)必着

※申請期間中に申請がない場合、7月31日(月)まで期間が延長になります。

町のホームページは
こちらから▶



◆問合せ

観光産業課 ☎98-5521

町内で新たな事業を始めよう
とされている皆さんへ

本町では地域未来投資促進法に基づき、大阪府と共に作成した「大阪府太子町基本計画」が3月24日付で国の同意を得ました。

この計画に沿って、町内で新たな事業や事業の拡大を行う事業者の皆さんに様々な国の支援や優遇措置を受けて頂けるようになりました。

支援を受けるためには、「地域経済牽引事業計画」を策定し、大阪府へ申請・承認を受ける必要があります。

町ホームページは
こちらから▶



◆問合せ

観光産業課 ☎98-5521

太子町創業支援補助金

町内で新たに創業される人を支援するため、創業に必要な経費の一部を補助します。

【補助対象者】

町内で1年以内に創業した人、または、創業しようとする人

【補助対象経費】

- ・事業所用設備経費
- ※消耗品費は除きます。
- ・広告宣伝に要する経費

【補助率】

補助対象経費の2分の1

【補助上限額】

10万円

※ただし、空き家・空き店舗を利用する場合は20万円。

詳しくは、町のホームページをご覧ください。

※申請には創業支援セミナーを受講して頂くなど、一定の条件があります。
※審査の結果、補助対象にならない場合もありますのでご了承ください。

※「太子町飲食店舗開業補助金」との併用はできません。

町ホームページは
こちらから▶



◆問合せ

観光産業課 ☎98-5521

創業支援セミナー参加募集

創業を考えている人を対象に、創業に関するノウハウが無料で学べる「創業支援セミナー」を行います。

各回すべての日程(①～④)を受講された人は、創業する際に様々な支援を受けることが可能となります。

詳しくは、お問い合わせください。

○第1回

- 【と き】①4月28日(金)
②5月12日(金)
③5月19日(金)
④5月26日(金)
午後2時～午後4時
(全4回)

【と ころ】LIC はびきの

【定 員】20人

◆申込・問合せ

観光産業課 ☎98-5521
富田林商工会 ☎25-1101

お知らせ

岳のぼり

4月23日(日)に葛城市・香芝市と3市町合同で二上山山登りイベント「岳のぼり」を行います。

当日は、太子町自然を守る会主催でクリーンハイキングを行っています。お気軽にご参加ください。

【と き】4月23日(日)

午前9時30分頃～正午

【と ころ】二上山万葉の森・岩屋登山口

◆問合せ

環境農林課 ☎98-5522

先端設備等導入計画に係る固定資産税の新たな特例措置の創設

町では、導入促進基本計画の策定にともない、先端設備等導入計画の認定申請を受け付けています。

4月1日付けで固定資産税の新たな特例措置が創設されています。

先端設備等導入計画の認定を受ければ、税制支援や金融支援を受けることができます。(一定の条件などがあります。)

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

◆問合せ

観光産業課 ☎98-5521



個人情報保護法改正にともなう条例の改廃など

デジタル社会の形成促進のため、個人情報の保護とデータの利活用の観点から、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和3年5月19日に公布されたことにより、「個人情報保護に関する法律」の一部改正が行われ、4月1日から施行されました。

それにともない、町では「太子町個人

情報保護条例」を廃止し、「太子町個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定しました。

今後の個人情報の取扱いについては、法令及び国が策定したガイドラインに沿って運用します。

◆問合せ 総務財政課 ☎98-0300

消費者啓発の動画を作成しました

成年年齢の引き下げにともない、若者からの消費者トラブル相談が増加傾向にあります。そこで、消費者トラブルを未然に防ぐため、啓発動画を作成しました。

主に「契約」について学ぶことができます。消費者トラブルに巻き込まれないよう、ぜひ、ご覧ください。

町ホームページ及び庁舎内のデジタルサイネージでご覧頂けます。

◆問合せ

観光産業課 ☎98-5521



図書館の寄贈をお願いします

町立図書館では、みなさまからの図書館の寄贈のご協力をお願いしています。

下記事項をご確認、ご了承のうえ、ご寄贈ください。

【寄贈をお受けする図書】

- ・太子町に関する郷土資料
- ・聖徳太子に関する資料
- ・状態の良い児童書、絵本
- ・ライトノベル
- ・コミックスなどの漫画本(完結し、全巻揃っているもの)

【寄贈をお断りする図書】

- ・汚損、破損、日焼け、カビ、書き込みがあるもの
- ・百科事典、全集、参考書、教材、問題集、雑誌、漫画雑誌など
- ・政治、宗教の布教および特定の企業の営業などを目的とし



- ・たもの
- ・内容が古く利用が見込めないもの
- ・コミックスなどの漫画本の内容で下に該当するもの
- ※暴力、または、性表現の露骨なもの。
- ※社会、道徳に反する表現。
- ※人間や生命の尊厳をおとしめる表現。
- ※人権やプライバシーの侵害、差別的表現。

【寄贈に際してのお願いとご注意】

- ・ご寄贈頂く前に、町立図書館までご連絡ください。
- ・寄贈図書の引取りに伺うことはしていません。(郵送不可)
- ・寄贈図書の取り扱いはこちらに一任して頂きます。
- ・内容や状態により、寄贈をお受けできない図書は、お持ち帰り頂きます。

◆問合せ 町立図書館 ☎98-5526

“お店や有料の教室・クラブ活動”をPRしませんか!!

○広報「たいし」の有料広告を募集中

- ・大きさ 大枠：天地5.6センチメートル×18.4センチメートル/小枠：天地5.6センチメートル×8.9センチメートル
- ・色 2色刷り
- ・掲載料 大枠(1か月)：町内 8,000円、町外 10,000円/小枠(1か月)：町内 4,000円、町外 5,000円

○町のウェブページのバナー広告を募集中

- ・大きさ 天地50ピクセル×左右130ピクセル
- ・掲載料 3か月単位：町内 15,000円、町外 18,000円

※6か月以上の掲載には割引があります。

内容により掲載できない場合もあります。詳しくは、秘書政策課までお問い合わせください。



◆問合せ 秘書政策課 ☎98-5531



デイサービス(通所介護)

パート職員 8:30～17:30(要相談)
時給 1,023 円+処遇改善金支給
レク、送迎、入浴、食事介助等

通所介護にて利用者様の介護業務を行っていただきます。

同時募集(訪問介護)

ホームヘルパー

登録ヘルパー
時給 1,360 円
+処遇改善金支給
時間要相談
要 初任者研修
(旧ヘルパー2級)

太子町消費生活センター ☎0721-98-3699 担当:村上 大阪府南河内郡太子町大字山田77

農業

認定農業者制度

町では認定農業者制度を推奨し、支援しています。

中でも認定新規就農者制度は、新たに新規就農された人を支援するために、農業開始直後の経費を支援する補助制度があります。

現在10人が認定され、内6人が補助金を受け新規就農されています(年齢・技術取得状況など要件があります)。

詳しくは、二次元コードより町ホー

ムページをご確認ください。

◆問合せ 環境農林課 ☎98-5522



農地の権利移動にかかる
下限面積の廃止

農地法の一部が改正され、農地の権利取得にあたっての下限面積要件が廃止されることとなり、4月1日から施行されます。

これとともない、町で設定している下限面積(20アール)も廃止することとなります。

◆問合せ 太子町農業委員会(環境農林課内) ☎98-5522

犬のふん尿始末は飼い主の責任です

犬のふん尿の放置について、町への苦情相談が寄せられています。誰もが快適に暮らせるまちづくりのために、犬のふん尿は飼い主が責任をもって始末し、持ち帰りましょう。また、散歩をする際は、次のことを守りましょう。

- ・犬がふんをした時のために、ティッシュペーパーやビニール袋を携帯しましょう。
- ・犬が尿をした時のために、ペットボトルなどに水を入れて携帯し、尿をした場所を洗い流しましょう。

◆問合せ 環境農林課 ☎98-5522

防災・防犯

太子町地域防災計画を策定しました

近年多発する自然災害の教訓や上位計画である国の防災基本計画及び、大阪府地域防災計画の修正などにもない、「太子町地域防災計画」の修正を行い、策定しました。

本計画書は、町ホームページでご覧頂くか、役場庁舎3階の情報公開コーナーで閲覧できます。

◆問合せ 自治防災課 ☎98-5525

防火管理者の届け出はお済みですか？

収容人員が一定の人数以上の建物は、防火管理者を選任し届け出ることが消防法により義務付けられています。

人事異動や役員改選などで防火管理者を変更する場合は、富田林市消防本部予防課への届け出を行ってください。

また、収容人員は定期的に確認し、必要となれば防火管理者の選任と届け出を行ってください。

詳しくは、富田林市ウェブサイトの予防課のページをご覧ください。

◆問合せ 富田林市消防本部予防課 ☎23-1124

性犯罪に注意しましょう

大阪府内では、夜間に徒歩で通行中の女性を狙って、後ろから近づき体を触るなど性犯罪事件が発生しています。犯罪の被害にあわないために、

- 外出中は…
 - ・なるべく人通りの多い明るい道を通る
 - ・時々後ろを振り返り、近くに不審者がいないかを確認する
 - ・携帯電話画面を操作しながら等の危険な「ながら歩き」はしない
 - ・防犯ブザーや「安まちアプリ」をいつも携帯する
- 帰宅時は…
 - ・エレベーターには、なるべく知らない人と二人きりでは乗らない

・玄関のカギを開ける前に、周りに不審者がいないかも一度確かめる

- 在宅時は…
 - ・帰宅すればすぐにドアを施錠し、高層階であっても就寝時は確実に窓を施錠する
 - ・入浴時は、窓を確実に閉める
 - ・訪問者の身分を確認してからドアを開けるようにし、身の危険を感じたときはすぐに110番通報しましょう。
- ◆問合せ 富田林警察署 ☎25-1234
自治防災課 ☎98-5525

環境

事業系ごみは適正に処理してください

事業系ごみとは、飲食店の残飯や事務所の紙くずなど、事業活動にともなって生じる廃棄物のことです(ただし、産業廃棄物は除く)。

事業系ごみは、家庭ごみとして地域のごみ置場に出すことはできません。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、事業者が自らの責任で適正に処理することと定められています。

自ら適正に処理できない場合は、町の委託業者が収集することになります。

収集の際は、事業系一般廃棄物の収集を申込み、ごみを出す場所を指定したうえで、必ず「事業系ごみシール」(45ℓ袋用1枚300円)を購入し、ごみ袋(45ℓ半透明)に貼ってお出してください。

◆問合せ 環境農林課 ☎98-5522

家畜を飼っておられるみなさまへ

家畜伝染病予防法に基づき、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及び口蹄疫などの家畜伝染病発生時に、まん延防止措置を迅速、かつ、的確に講じるため、法の対象となる家畜を飼っておられる人は、定期報告書の提出が義務付けられています。対象家畜・提出書類・提出期間などは右記の二次元コードからご確認ください。

◆問合せ 大阪府家畜保健衛生所 ☎072-458-1151

テレホン・メモ

学校給食センター	☎98-4607 FAX98-4609
教育委員会事務局	☎98-5533 FAX98-4514
生涯学習センター(太子の森)	☎98-5530 FAX98-5567
図書館	☎98-5526 FAX98-5567
総合福祉センター(社会福祉協議会)	☎98-1311 FAX98-2111
水道(太子水道センター)	☎98-5536 FAX98-5175
板屋橋浄水場	☎98-5537 FAX98-4622
総合スポーツ公園(総合体育館)	☎98-5344 FAX98-5346
保健センター	☎98-5520 FAX98-3600
竹内街道歴史資料館	☎98-3266 FAX98-3279
消防署太子分署	☎98-3299 FAX98-4599
病院紹介	☎23-9919
休日診療所	☎28-1333
富田林警察署	☎25-1234
火災・救急救助	☎119

4月の「ごみ・し尿」収集日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
		もえる	金属	し尿 プラ	もえる	
9	10	11	12	13	14	15
	缶ビン	もえる	粗大		もえる	
16	17	18	19	20	21	22
		もえる	(し尿) 金属	プラ	もえる	
23/30	24	25	26	27	28	29
	缶ビン	もえる	粗大	ペット	もえる	

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までに
出してください。
※生ごみはしっかり水分を切ってから出して
ください。
※粗大ごみを袋に入れて出される場合も、半透
明のごみ袋をご使用ください。くれぐれも
黒色のごみ袋は使用しないでください。

1人1日当たりのごみ排出量

R5.2	前年度	今年度
平均値	同月比	前月比
455g	-14g	-34g

ごみの減量化にご協力を!

ひとのうごき

()内は前月比

人	□ 12,935人 (-18)	転入	31人
男	6,331人 (-6)	転出	32人
女	6,604人 (-12)	出生	3人
世帯数	5,611世帯(+5)	死亡	20人

まちの面積 14.17km²

(3月1日現在)

狂犬病予防集合注射

令和5年度の狂犬病予防注射を行います。生後91日以上の子犬は、最寄りの会場で注射を行ってください。

狂犬病予防注射は毎年1回の接種です。下記の日程で受けられなかった場合は、かかりつけの動物病院などで接種してください。注射後は、獣医師が証明する「狂犬病予防注射済証」を持って、環境農林課で注射済票の交付を受けてください(注射済票交付手数料550円)。

飼犬登録をしている人には、狂犬病予防注射済票交付手数料領収書・狂犬病予防注射済証(A4用紙四つ折り)を3月に郵送しています。裏面の問診票に記入・署名のうえ、会場にお持ちください。

また、飼犬登録の受付も行いますので、まだ登録されていない人もご来場ください(登録は一生に1回です)。

荒天中止の場合は、防災行政無線でお知らせします。

月 日	とき	ところ	費用
4月13日(木)	午前9時30分~11時20分	太子・和みの広場	●狂犬病予防注射手数料 2,750円 ●注射済票交付手数料 550円 ●合計 3,300円 ※新たに飼犬登録をされる人(別途) ●飼犬登録手数料 3,000円
	午前11時35分~11時55分	葉室集会所前	
	午後1時15分~1時30分	畑集会所前	
	午後1時45分~3時	旧JA大阪南山田連絡所下駐車場	
4月14日(金)	午前9時30分~10時5分	春日新池広場	●狂犬病予防注射手数料 2,750円 ●注射済票交付手数料 550円 ●合計 3,300円 ※新たに飼犬登録をされる人(別途) ●飼犬登録手数料 3,000円
	午前10時20分~11時	太子ヶ丘塚の前公園	
	午前11時15分~11時55分	聖和台第2公園	
	午後1時15分~1時35分	磯長台第1公園	
	午後1時50分~3時	役場裏駐車場	

◆問合せ 環境農林課 ☎98-5522

広告

Cosmos English School

子ども英語教室 生徒募集!

小学生クラス(週1回70分) 月謝4,000円 入会金1,000円(教材費は実費)

- ・絵本やカードゲーム、iPadアプリなどを使ったレッスンで楽しく英語の基礎を身につけます。
- ・小学生のうちに英語に慣れておくことを強くお勧めします。
- ・レッスン見学・無料体験などは4月以降随時受け付けます。詳細はホームページをご覧ください。
- ・お問い合わせはLINEからも可能です。

☆中学生クラス(週2回レッスン)も生徒募集中です。

http://cosmos-eigo.jimdo.com

コスモス英語教室(村山) 太子町太子629-1 電話 0721-98-0250



速読(日本語・英語)トレーニングも開講しています。今春からは「新国語講座」も受講できます。

第16回 たいししょうとうえ 太子聖燈会

～人々の幸せを願い、和のあかりを燈す～

点燈式/竹あかり/ペーパーバグ行灯
協力開催：マルシェ de たいし 夜市 ver.
(午後5時～午後9時)

ご協賛について

太子聖燈会は、みなさまのご協賛でおこなっています。
ご協賛頂いた人には、お名前や一言をシールに書いて頂き
当日会場に並べる燈火カップに貼らせて頂きます。

ボランティア募集中

太子聖燈会では、ボランティアを募集しています。
当日、あかり点灯の準備と後片付けをご協力頂ける人を募集しています。
ご協力頂ける人は、4月9日(日)までにご連絡ください。
太子聖燈会の会 事務局 太子町観光・まちづくり協会
☎ 26-8051 (月・火を除く)

4月29日(土)

午後6時～午後9時

聖徳太子御廟・叡福寺・西方院

※荒天の場合は30日(日)に順延。



※写真はイメージです。

広告

省エネ改修では過去最大 窓断熱で国の大型補助!!

内窓設置で補助50%相当まで
最大200万の補助

他の補助対象工事もOK
開口部防犯
天井断熱・床断熱
外壁断熱
高効率給湯器
節湯水栓・その他

内窓設置
サッシ取替
ガラス取替

お住いの断熱で
ムリなく節電
← 当店お薦め工事
家計に優しく
暖かな生活実現

無償で申請、詳しくは気軽にお問い合わせ下さい。

フリーダイヤル 0120-830-592
畑田ガラス店
https://www.hatadagls.com 太子役場前西200m



広告



家族葬専用ホール

天翔

てんしょう

●お問い合わせの方は

家族葬 天翔

検索



安心、低価格

家族葬の天翔
富田林市錦織南
2-18-2



0120-303-261